

関東学院大学大学院文学研究科運営委員会規程

(2015年6月17日制定)

(目的)

第1条 大学院文学研究科委員会規程第6条に基づき、大学院文学研究科に大学院文学研究科運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 研究科委員長
- (2) 各専攻主任
- (3) その他、研究科委員長が指名する教職員

2 委員長は、研究科委員長とする。

(会議)

第3条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。

3 委員会は、必要に応じて当該事項に関係ある教職員に出席を求め、その報告と意見を徴することができる。

(任務)

第4条 委員会は、研究科委員会の委任により、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究科委員会の運営に関する事項
- (2) シラバスの検証に関する事項
- (3) FD (Faculty Development) に関する事項
- (4) その他、委員長が必要と認めた事項

(議事録)

第5条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は委員長が作成し、学部庶務課長が保管する。

(事務局)

第6条 委員会の事務の所管は、学部庶務課とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学院文学研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2015年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2021年1月22日から改正施行する。

附 則

この規程は、2023年3月7日に改正し、2023年4月1日から施行する。